

国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由																
<p>本則 (総括責任者等) 第6条 公用車に関する総括責任者として、<u>財務部長</u>を充てる。</p> <p>2 各地区所属の公用車の適正かつ効率的な運行及び管理に関する業務を行うため、公用車運行管理者(以下「運行管理者」という。)を次表のとおり置く。</p> <table border="1" data-bbox="176 655 656 847"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>運行管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部地区</td> <td>財務部経理調達課長</td> </tr> <tr> <td>府中地区</td> <td>府中地区事務部事務長</td> </tr> <tr> <td>小金井地区</td> <td>小金井地区事務部事務長</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 (略) (事故発生時の措置等) 第15条 (略)</p> <p>2 安全運転管理者は、前項の報告を受けた場合は、遅滞なく、当該地区の運行管理者へ報告し、報告を受けた運行管理者は、当該内容を遅滞なく、当該部局長及び総括責任者並びに<u>総務部総務課長</u>を経由して環境安全を担当する理事へ報告しなければならない。</p>	地区	運行管理者	本部地区	財務部経理調達課長	府中地区	府中地区事務部事務長	小金井地区	小金井地区事務部事務長	<p>本則 (総括責任者等) 第6条 公用車に関する総括責任者として、<u>次長のうちから学長が指名する者</u>をもって充てる。</p> <p>2 各地区所属の公用車の適正かつ効率的な運行及び管理に関する業務を行うため、公用車運行管理者(以下「運行管理者」という。)を次表のとおり置く。</p> <table border="1" data-bbox="1072 655 1552 847"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>運行管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部地区</td> <td>財務課長</td> </tr> <tr> <td>府中地区</td> <td>府中地区事務部事務長</td> </tr> <tr> <td>小金井地区</td> <td>小金井地区事務部事務長</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 (略) (事故発生時の措置等) 第15条 (略)</p> <p>2 安全運転管理者は、前項の報告を受けた場合は、遅滞なく、当該地区の運行管理者へ報告し、報告を受けた運行管理者は、当該内容を遅滞なく、当該部局長及び総括責任者並びに<u>総務課長</u>を経由して環境安全を担当する理事へ報告しなければならない。</p>	地区	運行管理者	本部地区	財務課長	府中地区	府中地区事務部事務長	小金井地区	小金井地区事務部事務長	
地区	運行管理者																	
本部地区	財務部経理調達課長																	
府中地区	府中地区事務部事務長																	
小金井地区	小金井地区事務部事務長																	
地区	運行管理者																	
本部地区	財務課長																	
府中地区	府中地区事務部事務長																	
小金井地区	小金井地区事務部事務長																	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。